

令和7年度宮崎県育英資金在学採用募集要項〔大学・短期大学・専修学校専門課程用〕

1 宮崎県育英資金とは

向学心に富み、優れた素質を有する学生であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、育英資金を貸与することにより、将来有能な人材を育成することを目的とする制度です。

育英資金は、学生本人が借りるものであり、卒業等により貸与が終了した後は、学生本人が返す必要があります。返還金は、後輩の育英資金に使われます。

※ 当育英資金は貸与型の奨学金です。日本学生支援機構が実施している高等教育の修学支援新制度には、授業料減免や給付型奨学金といった返還不要の修学支援がありますので、当育英資金の申請前に、日本学生支援機構の制度の利用をご検討ください。

2 育英資金の種類、申請要件

育英資金の申請には、次の(1)、(2)に掲げる要件を満たす必要があります。

(1) 主たる生計維持者の要件

育英資金の貸与を申し込む者（以下「申請者」という。）の生計を主として維持する者が県内に居住していること。

(2) 申請者の要件

① 次のア、イに掲げる学校のいずれかに在学していること。

ア 大学（短期大学を含む。通信課程及び大学院は含まない。）

イ 専修学校（専門課程に限る）

② 向学心に富み、優れた素質を有する学生であって、経済的理由により修学が困難であり、在学する学校の長が推薦すること。

※ 申請には学校が作成する推薦調書（様式は学校に配布）が必要です。

また、家計や学力の基準により審査します（3ページに記載）。

【注意】以下の①～⑤に該当する方は当育英資金の貸与を受けることができません。

（②、③の併願については可能です。④は実施先へ併願可能か確認してください。）

① 大学院及び大学等の通信課程

② 日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）の貸与を受ける

③ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金を受ける

④ その他、当育英資金との重複貸与を認めていない奨学金を受ける

⑤ 過去に大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校で宮崎県育英資金又は上記②～④に掲げる奨学金の貸与を受けた

※ ただし、貸与を受けた期間が在学する学校の修業年限に満たない場合は、通算して修業年限の範囲内となる期間の貸与を受けることはできる。

例) 4年制大学の1年生のときに1年間だけ貸与を受けた後辞退した場合でも、3年生への進級時に再度申請して3～4年生の2年間の貸与を受けることはできる。

3 募集時期 令和7年3月～4月下旬

~~申請は学校を通して行うため、書類の提出は学校にお問い合わせください。
提出期限を過ぎた場合は受付できません。~~

4月16日（水） 厳守 奨学課/都心学生生活課/ 茗荷谷スチューデントハブ 必着

4 貸与期間 令和7年4月から卒業するまでの期間（同一学年再履修期間を除く）

5 貸与月額 学校種別、通学の方法に応じて、次表から選択してください。

※（）内は4年間（私立短期大学、私立専修大学（専門課程）は2年間）の貸与総額。
入学時にまとまったお金をお貸しするものではありません。

国公立大学・短大 国公立専修学校（専門課程）		私立大学		私立短期大学 私立専修学校（専門課程）	
自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
44,000円 (2,112,000円)	50,000円 (2,400,000円)	53,000円 (2,544,000円)	63,000円 (3,024,000円)	52,000円 (1,248,000円)	59,000円 (1,416,000円)
33,000円 (1,584,000円)	38,000円 (1,824,000円)	40,000円 (1,920,000円)	48,000円 (2,304,000円)	39,000円 (936,000円)	45,000円 (1,080,000円)
22,000円 (1,056,000円)	25,000円 (1,200,000円)	27,000円 (1,296,000円)	32,000円 (1,536,000円)	26,000円 (624,000円)	30,000円 (720,000円)

6 申請方法 次の書類を在学期間が定める期限までに学校に提出してください。

- ① 申請書類チェックシート
- ② 育英資金貸与申請書
- ③ 育英資金貸与申請願（本人記入用）
- ④ 申請者及び申請者と生計を一つにする者全員の住民票（本籍・筆頭者の記載が必要）
- ⑤ 申請者と生計を一つにする者の収入に関する証明書（市町村発行の直近の所得証明書又は源泉徴収票）※ 源泉徴収票は給与収入のみの場合に限る
- ⑥ 家族に考慮すべき事情がある場合の証明書 ※ 該当者のみ

※④は、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを御提出ください。

【留意事項】

- 申請者と生計を一つにする（以下「同一生計」という。）者について
 - ・ 同一生計とは、日常生活を送るために必要な家計を同じくしている場合をいい、原則、同一住所で同居している方は同一生計となります。
 - ・ 以下のような場合には別居していても同一生計となります。
 - ・ 主たる生計維持者からの仕送りを受けて大学等に進学している家族
 - ・ 単身赴任や入院等で一時的に別居している家族
 - ・ 住民票上別世帯となっている祖父母等も、同居し、日常生活を送るために必要な家計を同じくしている場合には同一生計となります。
 - ・ 同一住所であるにも関わらず別生計であるとの事情がある場合、別生計であることの確認がとれる書類の提出を追加で依頼する場合があります。
- 住民票について（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
 - ・ 市町村が発行した本籍及び筆頭者の記載がある住民票を、育英資金貸与申請書に氏名を記載した者全員分添付してください（コピーや、本籍・筆頭者が省略となっているものは不可）。県外に居住している方も住民票の提出が必要です。
- 収入に関する証明書について
 - ・ 令和7年4月に市町村役場で取得できる最新の所得証明書は、令和5年の内容です。家計の状況が令和5年と大きく異なる場合は、最新の収入がわかる証明書（令和7年1月交付の源泉徴収票や令和7年2月以降に確定申告をした確定申告書（第一表と第二表）（控））のコピーを添付してください（源泉徴収票は、収入が給与収入のみの場合に限ります）。
 - ・ 無職無収入、年金収入、前年まで学生の場合を含め、育英資金貸与申請書に氏名を記入した

家族全員の収入に関する証明書が必要です（令和7年4月時点で就学中の者と未就学児は不要）。

※ 無職無収入や前年まで学生の方も0円の所得証明書を必ず添付してください。証明書の発行には市民税に関する申告が必要となる場合があります。申告については各市町村に御問い合わせください。

○ 家族に考慮すべき事情がある場合の証明書について

最近の転職、減収などの家計の事情や、同一生計の家族の中に障がいのある方がいる事情など、家計の審査上で事情を考慮する場合があります。

考慮を希望する場合は、育英資金貸与申請書の「その他の事情」欄にその事情を記入し、下記の該当する証明書等を提出してください。

なお、証明書等の添付がない場合は考慮できません。

- ・ 最近の減収・転職…直近3か月分の給与明細書のコピー等
- ・ // 退職…雇用保険受給資格者証のコピーなど退職日が分かる書類
- ・ 家族に障がいのある人がいる …身体障害者手帳・療育手帳（写し）等のコピー
- ・ 家族に長期療養を要する人がいる…医師の診断証明書、領収書（写し）等のコピー
- ・ 災害等の被害を受けた …り災証明書のコピー
- ・ 主たる生計維持者が単身赴任中 …住居費、光熱水費の領収書等のコピー

※ 生活保護費受給中の方は、福祉事務所等に相談後、申請をしてください。生活保護の受給に影響する場合があります。

7 選考方法、貸与決定時期

(1) 選考方法

在学期が宮崎県教育委員会に推薦した者について、県教育委員会が家計基準、学力基準の申請要件を審査の上、貸与の可否を決定します。

(2) 家計及び学力の基準

① 家計基準

申請者と同一生計の者全員の年間の収入から、特別控除額（家族の事情等により異なる）を差し引いた金額（認定所得金額）が、収入基準額以下であること。

【収入基準額の目安（本人が国公立大学自宅生の場合）】

給与収入の家計維持者1名、無職無収入者1名、高校生1名、本人の4人家族…約742万円

※ 上記はあくまで目安であり、家族構成や同一生計内の就学者の数で異なります。また、令和6年度の収入基準額であり、今後変更となる場合があります。

② 学力基準

・ 第1学年に在学する者

高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）の全履修教科評定の平均が 3.0以上（小数点第2位で四捨五入）であること。

※ 高等学校等の成績評定が出ない者については、選抜入学者及び推薦入学者の選考順位が上位1/3以上の者を成績評定3.0とする。

・ 第2学年以上に在学する者

申請時に在学する学校における前学年の全履修教科評定の平均（5段階平均によらない評定の場合は、5段階に換算した評定の平均値）が 3.0以上（小数点第2位で四捨五入）であること。

なお、予算の範囲内で貸与を行いますので、申請者が多い場合は、上記の基準を満たしていても採用されないことがあります。

(3) 貸与決定の時期 令和7年6月下旬頃（予定）

貸与決定者は、貸与決定通知書の受領後、借用証書などの必要書類を提出していただきます。

8 貸与決定後の手続（令和7年7～8月頃）

貸与決定後に提出していただく借用証書には、次に掲げる連帯保証人2人の署名・実印押印、証明書類の添付が必要です。

提出された借用証書と添付書類により、宮崎県教育委員会で連帯保証人の要件等を審査します。要件を満たす連帯保証人が2人立てられない場合は、原則として貸与できません。

(1) 連帯保証人2人について

① 父又は母（父又は母がいない場合はそれに代わる方）

借用証書に住民票、印鑑登録証明書の添付が必要です。

② 連帯保証人となる父又は母と別生計で所得を有する方（保証債務を負うことができる方）

原則65歳未満で、年収150万円以上の方。同居しているきょうだいや祖父母等は特別な事情がない限り同一生計となりますので、この連帯保証人となることはできません。

→ 借用証書に住民票、印鑑登録証明書、所得証明書等の添付が必要です。年収150万円未満の方を連帯保証人とされている場合は、預貯金額の確認のために連帯保証人の通帳の写し等の追加書類を依頼することがあります。

(2) 連帯保証人になることができない方

○ 以下に該当する方は、連帯保証人になることができません。

- ① 破産、個人再生若しくは任意整理等の債務整理中である方、又は過去に債務整理をした方
- ② 連帯保証人としての責任と保証債務を理解していない方
- ③ 宮崎県育英資金を滞納している貸与生本人又はその連帯保証人

○ 以下に該当する人は、父又は母でない連帯保証人になることができません。

- ① 無収入、無貯蓄
- ② 生活保護受給中

○ その他留意点

連帯保証人となった方の請求に基づき、育英資金の返還の債務及びその債務に関する延滞利息その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち返還期日が到来しているものの額に関する情報を、請求をした連帯保証人に対して提供する場合があります。

連帯保証人は、保証人と次の点で異なりますので御注意ください。

a 借用額の全額について、主債務者と同じ返済の義務を負うこと。

b 返還期間中、県からの請求に対し、連帯保証人は「主債務者はお金を持っていて、返還能力もあるのだから、主債務者に返してもらおうか、主債務者の財産を差し押さえてほしい」と言うことができないこと。

c 返還期間中、県からの請求に対し、連帯保証人は「先に主債務者に請求してほしい」と言うことができないこと。

また、便宜上、「第一連帯保証人」、「第二連帯保証人」との呼称を用いることがありますが、連帯保証人としての法的責任等に差異はありません。このため、「先に第一連帯保証人（又は第二連帯保証人）に請求するべきだ」などの主張もできません。

9 送金時期・貸与期間中の手続

「貸与決定後の手続」の際に送金先口座として申請者本人名義の口座（金融機関は次の金融機関に限る）を指定していただきます。

- | | | | |
|-----------|---------|------------|--------|
| ①宮崎銀行 | ②みずほ銀行 | ③宮崎太陽銀行 | ④鹿児島銀行 |
| ⑤西日本シティ銀行 | ⑥九州労働金庫 | ⑦宮崎県農業協同組合 | |
| ⑧県内各信用金庫 | ⑨ゆうちょ銀行 | | |

初年度の第1回目（4～9月分）の送金は8月下旬に行う予定です。その後、10月と1月に3か月分を送金します。翌年度からの送金は、年4回（4月、7月、10月、1月）です。送金日は県ホームページに掲載しますので、御確認ください。なお、借用証書等の書類が期日までに提出されない場合や、内容に不備がある場合は、送金が遅れます。

貸与期間中の諸手続は、原則、学校を通して行います。貸与中、退学等があった場合、貸与は停止されます。

10 届出の義務及び個人情報の保護について

宮崎県育英資金の利用にあたっては、申請者（貸与決定後は貸与生（借受人））及び連帯保証人2人の氏名、住所、連絡先、勤務先等に変更があった場合は、変更後の内容を県教育委員会に届け出る義務があります。

届出は、貸与期間、返還期間中に関わらず、借り受けた育英資金を全て返還するまで必要です。

なお、宮崎県育英資金の募集及び貸与、返還業務のために収集した個人情報については、育英資金に係る事務のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

11 【重要】返還について

(1) 返還額、返還方法、返還期間、利息

- 貸与終了後、6か月経過後から返還が始まります（3月卒業の場合は10月返還開始）。
返還方法は、借受人名義口座からの口座引落しです。
引落日は、月賦（引落日は毎月25日。ただし25日が金融機関休業日である場合は翌開業日。以下同じ）、半年賦（引落日は毎年7月と12月の25日）年賦（引落日は毎年12月25日）のいずれかを選択していただきます。
- 育英資金の返還金は、毎年度、4月に本人に通知する返還額（以下「要返還額」という。）を、その年度の年度末（以下「最終納入期限」という。）までに納入していただきます。
※ 選択した返還の方法（月賦、半年賦、年賦）で返還がない場合、育英資金室から借受人及び連帯保証人に電話や文書、SMSで返還するよう催促されます。
要返還額は、貸与総額を返還期間で均等割した額（ただし、端数調整が入る場合があります。）、返還期間は貸与期間の4倍の期間以内（最長20年）です。
例）貸与期間4年間の場合、返還期間は16年間
- 毎年度の要返還額を該年度の最終納入期限内に返還した場合は無利息です。
ただし、最終納入期限を過ぎて要返還額に払い残し（以下「未納」という。）があると、滞納（下記(3)参照）となり、未納額に延滞利息が加算されます。
- 返還期間中の諸手続については、借受人及び連帯保証人と育英資金室が直接電話や文書、SMS等で連絡をすることとなります。

(2) 返還の猶予

貸与終了後、進学や疾病などの理由により、育英資金の返還が困難であると認められる場合には、返還の猶予（返還の先延ばし）の申請ができます。

ただし、1回の申請で返還猶予できる期間は最大1年度（事情が続く場合は再度申請が必要）です。過去の年度の要返還額については、返還猶予の申請ができませんので、返還が必要となります。

なお、返還猶予期間中の未納額（既に滞納となっている分を除く）には利息はかかりません。返還猶予期間の要返還額は、翌年度以降に繰り延べとなります。

※ 卒業後、進学した場合でも、返還は始まります。卒業後に進学予定の方は、返還猶予制度の利用を含め、在学中の返還計画を御検討ください。

(3) 滞納した場合

- ① 借受人及び連帯保証人へ督促状が交付され、電話、訪問等で返還を請求します。
- ② 最終納入期限を過ぎて未納があった場合は、未納分が納入されるまでの期間に応じ、年利3%（利率は令和7年2月時点）で計算された延滞利息を別途納入する必要があります。
- ③ 滞納が続いた場合には、借受人、連帯保証人とも弁護士事務所への債権回収委託や法的措置を実施し、延滞した返還金の回収を行います。納入期限は必ず守ってください。

返還猶予の手続などの詳細については、貸与の終了年度にお知らせします。

12 返還支援制度について

奨学金の返還支援事業として、宮崎県産業政策課が「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を実施しています。この事業は、県内企業に就職した若者が在学時に貸与を受けた奨学金の返還を県が産業界とともに支援することにより、本県の地域や産業を担う若者の県内への就職と定着を促進することを目的としています。詳細については、ホームページを御覧いただくか、下記の連絡先にお問い合わせください。

「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」問合せ先

宮崎県総合政策部産業政策課 産業人財担当
(電話) 0985-26-7967
(E-mail) sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp (代表アドレス)
(HP) 「CHOICE!～宮崎を第一志望に～」
<https://choice-miyazaki.com/>

※ 参考 申請から返還終了までの流れと返還例(貸与期間4年間の例。年齢はあくまで参考としてください。)

年月 (年齢)	内容	返還方法月賦の場合の返還例		
R7.4(18)	申請	例1 貸与期間4年間 返還期間16年間の場合	例2 貸与期間4年間 返還期間16年間の場合	例3 貸与期間4年間 返還期間16年間の場合
R7.6	貸与決定			
R7.7	借用証書等提出	貸与月額 50,000円	貸与月額 63,000円	貸与月額 53,000円
R7.8	貸与開始			
R11.3(22)	貸与終了	貸与総額 2,400,000円	貸与総額 3,024,000円	貸与総額 2,544,000円
R11.4	返還開始年度4月	返還開始年度 要返還額 75,000円	返還開始年度 要返還額 94,500円	返還開始年度 要返還額 79,500円
	返還開始年度の要返還額及び 納入期限を4月に通知します			
<u>R11.10</u>	<u>返還開始</u>	10月 12,500円 11月 12,500円 12月 12,500円 1月 12,500円 2月 12,500円 3月 12,500円	10月 15,800円 11月 15,800円 12月 15,800円 1月 15,800円 2月 15,800円 3月 15,500円	10月 13,300円 11月 13,300円 12月 13,300円 1月 13,300円 2月 13,300円 3月 13,000円
R12.3 (23)	R11年度の最終納入 期限			
	最終納入期限を過ぎて要返還額に未納があると、納入までの日数に 延滞利息が加算されます			
R12.4 (23)	返還2年度目4月	返還2年度目～ 最終年度の前年度 要返還額 150,000円	返還2年度目～ 最終年度の前年度 要返還額 189,000円	返還2年度目～ 最終年度の前年度 要返還額 159,000円
	毎年その年度の要返還額及び 納入期限を4月に通知します			
R13.3 (24) 以降同じ	R12年度の最終納入 期限	毎月12,500円	4月 15,800円 ⋮ 2月 15,800円 3月 15,200円 (4～2月は 15,800円)	4月 13,300円 ⋮ 2月 13,300円 3月 12,700円 (4～2月は 13,300円)
R27.4 (38)	最終年度4月	最終年度 要返還額 75,000円	最終年度 要返還額 94,500円	最終年度 要返還額 79,500円
	最終年度の要返還額及び納 入期限を4月に通知します			
<u>R27.9</u>	<u>返還終了</u>	4月 12,500円 5月 12,500円 6月 12,500円 7月 12,500円 8月 12,500円 9月 12,500円	4月 15,800円 5月 15,800円 6月 15,800円 7月 15,800円 8月 15,800円 9月 15,500円	4月 13,300円 5月 13,300円 6月 13,300円 7月 13,300円 8月 13,300円 9月 13,000円

※ 返還額は、原則均等割となりますが、次の場合に返還額の調整が入ることがあります。

返還方法が月賦の場合に振替1回当たりの返還額に100円未満の端数が生じる場合の1回あたり返還額

例：貸与総額3,024,000円又は2,544,000円の場合に、返還開始年度及び最終年度の要返還額を6か月、その他の年度の要返還額を12か月で均等すると100円未満の端数が生じるため、該当年度の最終返還月で端数調整される。

貸与月額と返還例（大学）

貸与年数（年）	学校種別	通学	区分	貸与			返還						
				貸与月額（円）	貸与月数（月）	貸与総額（円）	返還年数（年）※ ₁	年賦		半年賦		月賦	
								年間の返還回数（回）	返還年額（円）	年間の返還回数（回）	1回あたりの返還額（円）※ ₂	年間の返還回数（回）	返還月額（円）※ ₂
2	国公立	自宅	区分1	44,000	24	1,056,000	8	1	132,000	2	66,000	12	11,000
			区分2	33,000	24	792,000	8	1	99,000	2	49,500	12	8,250
			区分3	22,000	24	528,000	8	1	66,000	2	33,000	12	5,500
		自宅外	区分1	50,000	24	1,200,000	8	1	150,000	2	75,000	12	12,500
			区分2	38,000	24	912,000	8	1	114,000	2	57,000	12	9,500
			区分3	25,000	24	600,000	8	1	75,000	2	37,500	12	6,250
	私立	自宅	区分1	53,000	24	1,272,000	8	1	159,000	2	79,500	12	13,250
			区分2	40,000	24	960,000	8	1	120,000	2	60,000	12	10,000
			区分3	27,000	24	648,000	8	1	81,000	2	40,500	12	6,750
		自宅外	区分1	63,000	24	1,512,000	8	1	189,000	2	94,500	12	15,750
			区分2	48,000	24	1,152,000	8	1	144,000	2	72,000	12	12,000
			区分3	32,000	24	768,000	8	1	96,000	2	48,000	12	8,000
3	国公立	自宅	区分1	44,000	36	1,584,000	12	1	132,000	2	66,000	12	11,000
			区分2	33,000	36	1,188,000	12	1	99,000	2	49,500	12	8,250
			区分3	22,000	36	792,000	12	1	66,000	2	33,000	12	5,500
		自宅外	区分1	50,000	36	1,800,000	12	1	150,000	2	75,000	12	12,500
			区分2	38,000	36	1,368,000	12	1	114,000	2	57,000	12	9,500
			区分3	25,000	36	900,000	12	1	75,000	2	37,500	12	6,250
	私立	自宅	区分1	53,000	36	1,908,000	12	1	159,000	2	79,500	12	13,250
			区分2	40,000	36	1,440,000	12	1	120,000	2	60,000	12	10,000
			区分3	27,000	36	972,000	12	1	81,000	2	40,500	12	6,750
		自宅外	区分1	63,000	36	2,268,000	12	1	189,000	2	94,500	12	15,750
			区分2	48,000	36	1,728,000	12	1	144,000	2	72,000	12	12,000
			区分3	32,000	36	1,152,000	12	1	96,000	2	48,000	12	8,000
4	国公立	自宅	区分1	44,000	48	2,112,000	16	1	132,000	2	66,000	12	11,000
			区分2	33,000	48	1,584,000	16	1	99,000	2	49,500	12	8,250
			区分3	22,000	48	1,056,000	16	1	66,000	2	33,000	12	5,500
		自宅外	区分1	50,000	48	2,400,000	16	1	150,000	2	75,000	12	12,500
			区分2	38,000	48	1,824,000	16	1	114,000	2	57,000	12	9,500
			区分3	25,000	48	1,200,000	16	1	75,000	2	37,500	12	6,250
	私立	自宅	区分1	53,000	48	2,544,000	16	1	159,000	2	79,500	12	13,250
			区分2	40,000	48	1,920,000	16	1	120,000	2	60,000	12	10,000
			区分3	27,000	48	1,296,000	16	1	81,000	2	40,500	12	6,750
		自宅外	区分1	63,000	48	3,024,000	16	1	189,000	2	94,500	12	15,750
			区分2	48,000	48	2,304,000	16	1	144,000	2	72,000	12	12,000
			区分3	32,000	48	1,536,000	16	1	96,000	2	48,000	12	8,000

※₁ 返還年数は、貸与期間の4倍の期間内です。

※₂ 月賦の場合の返還月額100円未満の額については、切り上げて最終月で調整します。

貸与月額と返還例（短期大学・専修学校(専門課程)）

貸与年数(年)	学校種別	通学	区分	貸与			返還						
				貸与月額(円)	貸与月数(月)	貸与総額(円)	返還年数(年) ※1	年賦		半年賦		月賦	
								年間の返還回数(回)	返還年額(円)	年間の返還回数(回)	1回あたりの返還額(円)※2	年間の返還回数(回)	返還月額(円)※2
2	国公立	自宅	区分1	44,000	24	1,056,000	8	1	132,000	2	66,000	12	11,000
			区分2	33,000	24	792,000	8	1	99,000	2	49,500	12	8,250
			区分3	22,000	24	528,000	8	1	66,000	2	33,000	12	5,500
		自宅外	区分1	50,000	24	1,200,000	8	1	150,000	2	75,000	12	12,500
			区分2	38,000	24	912,000	8	1	114,000	2	57,000	12	9,500
			区分3	25,000	24	600,000	8	1	75,000	2	37,500	12	6,250
	私立	自宅	区分1	52,000	24	1,248,000	8	1	156,000	2	78,000	12	13,000
			区分2	39,000	24	936,000	8	1	117,000	2	58,500	12	9,750
			区分3	26,000	24	624,000	8	1	78,000	2	39,000	12	6,500
		自宅外	区分1	59,000	24	1,416,000	8	1	177,000	2	88,500	12	14,750
			区分2	45,000	24	1,080,000	8	1	135,000	2	67,500	12	11,250
			区分3	30,000	24	720,000	8	1	90,000	2	45,000	12	7,500
3	国公立	自宅	区分1	44,000	36	1,584,000	12	1	132,000	2	66,000	12	11,000
			区分2	33,000	36	1,188,000	12	1	99,000	2	49,500	12	8,250
			区分3	22,000	36	792,000	12	1	66,000	2	33,000	12	5,500
		自宅外	区分1	50,000	36	1,800,000	12	1	150,000	2	75,000	12	12,500
			区分2	38,000	36	1,368,000	12	1	114,000	2	57,000	12	9,500
			区分3	25,000	36	900,000	12	1	75,000	2	37,500	12	6,250
	私立	自宅	区分1	52,000	36	1,872,000	12	1	156,000	2	78,000	12	13,000
			区分2	39,000	36	1,404,000	12	1	117,000	2	58,500	12	9,750
			区分3	26,000	36	936,000	12	1	78,000	2	39,000	12	6,500
		自宅外	区分1	59,000	36	2,124,000	12	1	177,000	2	88,500	12	14,750
			区分2	45,000	36	1,620,000	12	1	135,000	2	67,500	12	11,250
			区分3	30,000	36	1,080,000	12	1	90,000	2	45,000	12	7,500
4	国公立	自宅	区分1	44,000	48	2,112,000	16	1	132,000	2	66,000	12	11,000
			区分2	33,000	48	1,584,000	16	1	99,000	2	49,500	12	8,250
			区分3	22,000	48	1,056,000	16	1	66,000	2	33,000	12	5,500
		自宅外	区分1	50,000	48	2,400,000	16	1	150,000	2	75,000	12	12,500
			区分2	38,000	48	1,824,000	16	1	114,000	2	57,000	12	9,500
			区分3	25,000	48	1,200,000	16	1	75,000	2	37,500	12	6,250
	私立	自宅	区分1	52,000	48	2,496,000	16	1	156,000	2	78,000	12	13,000
			区分2	39,000	48	1,872,000	16	1	117,000	2	58,500	12	9,750
			区分3	26,000	48	1,248,000	16	1	78,000	2	39,000	12	6,500
		自宅外	区分1	59,000	48	2,832,000	16	1	177,000	2	88,500	12	14,750
			区分2	45,000	48	2,160,000	16	1	135,000	2	67,500	12	11,250
			区分3	30,000	48	1,440,000	16	1	90,000	2	45,000	12	7,500

※1 返還年数は、貸与期間の4倍の期間内です。

※2 月賦の場合の返還月額100円未満の額については、切り上げて最終月で調整します。

宮崎県育英資金 Q & A

1 宮崎県育英資金の制度について

Q 宮崎県育英資金は貸与型と給付型どちらか。

貸与型です。金銭消費貸借契約を結んでいただき、貸与終了後は返還していただく必要がありますので、他の給付型の修学支援制度の利用を検討した上でのお申込をお勧めします。

Q 県外の学校に進学するが、育英資金を借りることは可能か。

申請者（生徒）の主たる生計維持者が宮崎県内に居住していれば申請可能です。

Q 申請者の年齢制限はあるか。

ありません。

2 申請について

(1) 申請（貸与）の可否について

Q 申請すれば必ず貸与を受けられるか。

家計及び学力の基準を満たす必要があります。また、貸付金の予算が不足する場合にお断りする場合があります。

なお、ごきょうだいの方で、宮崎県育英資金を滞納している方がいる場合は、原則滞納を解消していただく必要があります。

Q 高校で3年間育英資金を借りた。大学でも育英資金を借りることは可能か。

可能です。ただし、大学在学中に高校分の育英資金の返還猶予をした場合、大学卒業後に高校分と大学分を同時に返還していただくことになります。返還金の負担額が大きくなるため、新卒社会人の給料と生活費を予測して返還が可能かどうか見込みを立ててください。他の給付型奨学金や日本学生支援機構が実施する高等教育の修学支援新制度の利用を検討された上でお申し込みください。

Q 日本学生支援機構の貸与型奨学金を申請中だが、育英資金を申請してもいいか。

申請は可能です。ただ、日本学生支援機構の貸与型奨学金との併用はできないため、どちらも採用となった場合は、一方を辞退していただく必要があります。

Q 大学在学中で、日本学生支援機構からの貸与を受けていたが、学業不振のため打ち切りとなってしまった。宮崎県育英資金の貸与を受けることは可能か。

申請は可能ですが、学力要件がありますので、審査の上、不採用となる可能性があります。採用された場合、貸与期間は大学の修学年限から日本学生支援機構で借りていた期間を引いた期間になります。

(2) 申請書の記入及び添付書類について

Q 寮に入っており、住民票を移していない。申請書の住所はどうすればいいか。

現在居住している住所（寮）を記載してください。

Q 寮に入っている場合は自宅外通学と考えていいか。

自宅外通学となります。

Q マイナンバーは必要か。

必要ありません。

Q 家族に考慮すべき事情がある場合の証明書等は必ず提出しなければならないか。

審査での考慮を希望する場合は提出してください。募集要項に記載している添付書類がなく、申請書にチェックしているだけの場合は審査で考慮しませんのでご了承ください。

Q 長期に療養を必要とする家族がいる場合はどのような書類を提出すればよいか。

医師の診断書と直近3～6ヶ月分の医療費の領収書等の支出金額の記載がある書類を提出してください。支出金額の記載されていない診断書のみ提出されても審査できません。

Q 家族の状況欄には誰を記入すればよいか。

同一生計の方を記入してください。

Q 家族の状況欄の学校名や国公立・私立の選択は記入する必要があるか。

学校の種別によって収入審査の結果（特別控除額）が変わります。必ず記入してください。

Q 無職の場合、家族の状況欄の所属は空欄でいいか。

空欄で提出することはできません。無職と記入してください。

Q 働いている兄弟も同一生計になるか。

日常生活を送るために必要な家計を同じくしている場合は同一生計となります。

Q 住民票は1人ずつとった方がいいか。

世帯全員が記載されている住民票をご提出いただいてもかまいません。

Q 双子の子供がおり、同時に申請する予定である。住民票や所得証明書はそれぞれ添付が必要か。

同じ学校に所属している場合には片方の添付書類は写しで構いません。別々の学校に所属している場合には2部ずつ取得して、それぞれの申請書に原本を添付していただく必要があります。

Q 無職無収入の場合も所得証明書は必要か。

必要です。0円の所得証明書を添付してください。

(3) 申請手続について

Q 申請書は育英資金室に直接提出してもいいか。

申請には学校からの推薦書が必要ですので、申請書は必ず在学期間へ提出してください。申請書のみ提出することはできません。

Q 申請書の提出期限はいつか。

提出期限は学校が定めています。在学期間の奨学金担当へお早めにお問い合わせください。期限を過ぎた場合は申請書の受付はできません。

Q 在学期間の選考結果はいつわかるか。

6月下旬頃に選考結果の通知をお送りする予定です。

Q 収入基準の目安はいくらか。

収入審査は収入の金額のみでなく、世帯構成や進学先の学校種別、収入の形態等も考慮して審査しますので、一概にいくらということはありません。

一つの目安としては、国公立大学自宅通学生の申請者、両親、高校生1人の4人世帯のときに、両親の一方が働いている（給与収入）場合、742万円です。

Q 採用決定後の手続はあるか。

採用決定になられた方は、借用証書等の書類の提出が必要となります。

なお、借用証書提出の際に連帯保証人を2人立てていただきます。

借用証書等に不備がある場合は貸与が開始できませんので御注意ください。

Q 在学採用の申請を忘れていた。緊急採用で申請できるか。
申請できません。緊急採用で申請できるのは、家計が急変した場合です。

3 連帯保証人について

Q 機関保証はあるか。
ありません。

Q 連帯保証人が見つからないが、連帯保証人が1人でも貸与は受けられるか。
受けられません。災害等により相当な被害を受けた場合を除き、連帯保証人は必ず2人立
てていただく必要があります。

Q 父母をそれぞれ連帯保証人にすることはできるか。
父母が同一生計の場合はできません。2人の連帯保証人は別生計である必要があります。

Q 現在、育英資金を返還中だが、連帯保証人になれるか。
なれます。ただし、滞納している場合は連帯保証人にはなれませんので、滞納分を返還し
ていただく必要があります。

4 送金日について

Q 送金はいつになるか。入学金に充てたい。
初回送金(4～9月分)は8月下旬を予定しています。その後、10月(10～12月分)
と1月(1～3月分)に送金します。
そのため、入学金の支払いに充てることは難しいです。

Q 送金日はいつか。
県ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

Q 送金通知は送られてくるか。
送金毎の通知は行っておりません。県ホームページに掲載している送金日以降に、登録し
た貸与生名義の口座に入金されたかをご確認ください。

Q 貸与総額はいくらか？
募集要項8～9ページに記載しておりますので、ご確認ください。
計算方法は、貸与月額×貸与月数です。

5 返還について

Q 返還猶予とは。

進学や疾病等の理由により、返還が困難である場合、申請のより返還の先延ばしをすることです。

ただし、返還猶予できる期間は最大1年度（4月～翌3月）ですので、事情が続く場合は再度申請が必要となります。また、過去の年度の要返還額については、返還猶予申請することができないため、猶予を希望される場合は必ず期限内に申請を行ってください。

Q 大学院に進学予定だが、それでも返還は10月からになるか。

大学院在学を理由として自動的に返還が猶予されることはありませんので、10月返還開始となります。進学を理由に返還猶予申請をする場合は、返還猶予申請書と在学証明書を御提出ください。

なお、猶予後の返還開始月は4月です。

Q 1回あたりの返還額はどのくらいか。

選択していただいた返還方法（月賦、半年賦、年賦）により金額が異なります。募集要項7～9ページを参考にしてください。

Q 滞納した場合はどうなるか。

借受人及び連帯保証人2人に督促状を交付し、電話、訪問等で返還を請求します。滞納が続けば弁護士事務所への委託や法的措置をとることになります。なお、滞納した時点から延滞利息が発生しますので、更に負担が大きくなります。

【問合せ先】 宮崎県教育庁財務福利課育英資金室

(所在地) 〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号

(電話) 0985-32-4472

※ 受付時間（平日） 8:30～17:15

(E-mail) ikueishikin@pref.miyazaki.lg.jp (代表アドレス)